

医療情報
ヘッドライン

レセプト審査業務の効率化や審査基準を統一 請求前に事前チェックできるシステムを構築

▶厚生労働省

医療用手袋のパウダーフリー化を徹底 2年以内の供給切り替えを目指す

▶厚生労働省

経営
TOPICS

統計調査資料

医療施設動態調査（平成28年9月末概数）

経営情報
レポート

平成29年度税制改正

—所得税・資産税・法人税・消費税—

経営
データ
ベース

ジャンル:人材・人事制度 サブジャンル:コーチング

コーチングの捉え方

コーチングスキル～傾聴と承認

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。

 **京都税理士法人**
KYOTO CERTIFIED TAX ACCOUNTANT COMPANY

本社 京都市南区吉祥院九条町30番地 1江後経営ビル
TEL 075-693-6363 FAX 075-693-6565
滋賀支社 滋賀県草津市野路1-4-5 びんがねBLDG ZEN 6F
TEL 077-569-5530 FAX 077-569-5540
大阪支社 大阪市北区梅田1丁目1番3 大阪駅前第3ビルB31F
TEL 06-6344-1683 FAX 06-6344-1578

レセプト審査業務の効率化や審査基準を統一 請求前に事前チェックできるシステムを構築

厚生労働省

昨年12月26日、厚生労働省の「データヘルス時代の質の高い医療の実現に向けた有識者検討会」が開かれ、昨年4月から議論されてきたレセプト審査業務の効率化および審査基準の統一化などについての提言が取りまとめられた。

■医療機関は新たなシステム構築

および保守にかかるコストを抑えることができる

提言の中では、審査支払機関である社会保険診療報酬支払基金（以下、支払基金）でシステム刷新の時期が差し迫っていることを受けて、新たなシステムの方向性が議論されてきたが、医療機関が事前にコンピュータチェックできる仕様とする方針が決まった。

事前のチェックでエラーが出た場合は、修正したうえでレセプト請求ができるため、支払基金からの返戻が格段に減ることが見込まれる。

自ずと、事務作業量の軽減が期待できるため、審査業務を行う支払基金と医療機関の双方にとって、大幅な効率化が実現できる見込みである。

コンピュータチェックのルールをどのように定めるかが課題となっているが、支払基金が一元的に構築し、統一ルールのもとで医療機関が活用できる仕組みにする方針とする。

その結果、各医療機関のシステムベンダがルールを独自に構築する必要がなくなるため、

医療機関にとっては新たなシステム構築および保守にかかるコストを抑えることが可能になる。

■レセプトの形式も見直し、利便性の向上に向けた施策が実行される予定

レセプトの形式も、一元化したコンピュータチェックルールに適した内容へと見直す。

具体的には、コンピュータチェックでエラーとなった請求項目のうち、詳細記述項目の内容をテキスト解析し、頻繁に記述される項目については、オプションとして選択式項目を用意し、医療行為を行った理由や対象部位などを選択して送付できるシステムとすることで、処理時間の短縮を目指す。

ただし、すべての項目を選択式にすることは困難であるため、項目化が容易だったり、請求件数および付箋の多かたたりする請求項目を選択式にする方向としている。

同検討会では、レセプトの傷病名にICD-10（国際疾病分類第10版）の病名コードを用いるべきとの意見も挙げられており、いずれにしても利便性向上に向けた施策が実行されることは間違いない。

医療機関としては、同検討会の議論の動向を注視したうえで、新たなシステムやレセプト形式へ移行したタイミングでスムーズに対応できる準備を進めておくことが望まれる。

医療用手袋のパウダフリー化を徹底 2年以内の供給切り替え目指す

厚生労働省

厚生労働省は昨年 12 月 27 日、医療用手袋をパウダー付きからパウダフリーのものに 2 年以内に切り替えるよう促すと発表した。

各都道府県の衛生主管部（局）を通じ、供給を行っている医療機器製造販売業者へと通知される。実際にどのような対応が行われたかは、今後、薬事・食品衛生審議会の薬事分科会医療機器・再生医療等製品安全対策部会で報告される予定となっている。

■1月18日よりパウダー付き医療用手袋の流通を差し止める措置を行うと発表

この発表の背景にあるのは、米国食品医薬品局（FDA）の動きである。昨年 12 月 19 日に FDA は、医療用手袋に付いているコーンスターチなどのパウダーが安全性上のリスク要因になり得るとして、1 月 18 日よりパウダー付き医療用手袋の流通を差し止める措置を行うと発表している。

日本では、2006 年にパウダー付き医療用手袋によるアナフィラキシーショックの報告が 1 件ある（パウダーがアレルギーを誘発したかどうかは不明）。

最近 8 年間では医療用手袋によるアレルギー関連の不具合や有害事象は報告されていないが、万一のリスクを回避するため、厚生労働省がアメリカの動きを見て、迅速に対応した形となった。

■日本の手術用手袋市場のパウダフリー手袋は全体の63%、15年間で54%の伸び

厚生労働省の推定によれば、2015 年度の日本の手術用手袋市場において、パウダフリー手袋は全体の 63%を占めている。

2000 年の占有率はわずか 9%だったため、15 年間で 54%も伸びたことになる。

しかしながら、同じ 2015 年度の世界のパウダフリー化率を見れば、アメリカが 90%、ヨーロッパが 87%、オセアニアが 86%と 9 割近い数字になっており、医療界においてはパウダフリーがスタンダードであることは明らかな状況にあり、日本が立ち遅れている現状がわかる。

現在でも、日本国内では手術用のパウダー付き医療用手袋が 20 製品程度流通しているとされるため、早い段階で供給切り替えの対応を行うことが求められる。



医療施設動態調査 (平成28年9月末概数)

厚生労働省 2016年11月25日公表

病院の施設数は前月に比べ 7施設の減少、病床数は 505床の減少。
 一般診療所の施設数は 66施設の増加、病床数は 335床の減少。
 歯科診療所の施設数は 33施設の増加、病床数は 増減無し。

1 種類別にみた施設数及び病床数

各月末現在

	施設数		増減数		病床数		増減数
	平成28年9月	平成28年8月			平成28年9月	平成28年8月	
総数	178 920	178 828	92	総数	1 664 525	1 665 365	△ 840
病院	8 442	8 449	△ 7	病院	1 561 005	1 561 510	△ 505
精神科病院	1 062	1 062	-	精神病床	334 258	334 386	△ 128
一般病院	7 380	7 387	△ 7	感染症病床	1 841	1 841	-
療養病床を 有する病院(再掲)	3 827	3 831	△ 4	結核病床	5 347	5 365	△ 18
地域医療 支援病院(再掲)	536	535	1	療養病床	328 161	328 358	△ 197
				一般病床	891 398	891 560	△ 162
一般診療所	101 535	101 469	66	一般診療所	103 451	103 786	△ 335
有床	7 629	7 656	△ 27				
療養病床を有する 一般診療所(再掲)	979	982	△ 3	療養病床 (再掲)	9 906	9 922	△ 16
無床	93 906	93 813	93				
歯科診療所	68 943	68 910	33	歯科診療所	69	69	-

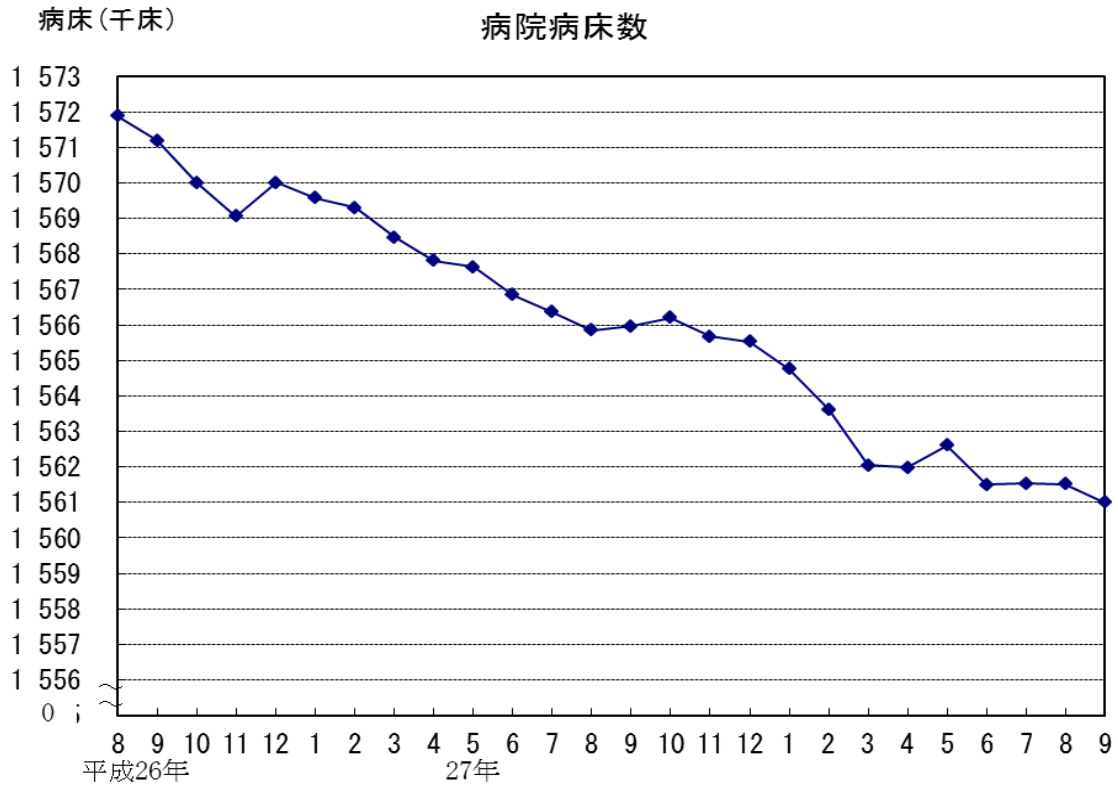
2 開設者別にみた施設数及び病床数

平成 28 年 9 月末現在

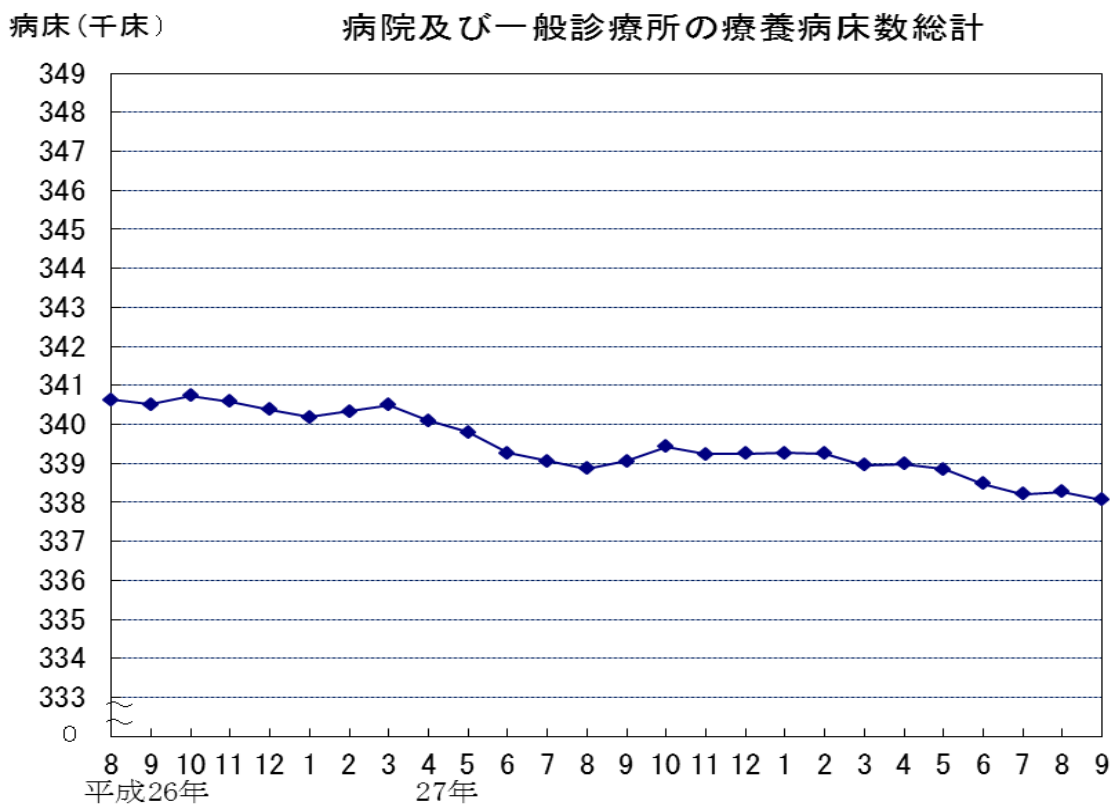
	病 院		一般診療所		歯科診療所
	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数
総数	8 442	1 561 005	101 535	103 451	68 943
国 厚生労働省	14	4 957	24	-	-
独立行政法人国立病院機構	143	54 691	-	-	-
国立大学法人	47	32 703	146	19	2
独立行政法人労働者健康福祉機構	34	12 954	-	-	-
国立高度専門医療研究センター	8	4 205	2	-	-
独立行政法人地域医療機能推進機構	57	16 183	2	-	-
その他	24	3 492	368	2 210	3
都道府県	201	53 998	257	188	7
市町村	634	133 083	3 001	2 333	270
地方独立行政法人	96	37 732	22	17	-
日赤	92	36 249	210	19	-
済生会	79	21 867	53	-	1
北海道社会事業協会	7	1 785	-	-	-
厚生連	104	33 113	69	28	-
国民健康保険団体連合会	-	-	-	-	-
健康保険組合及びその連合会	9	1 934	312	-	2
共済組合及びその連合会	43	13 752	157	9	5
国民健康保険組合	1	320	17	-	-
公益法人	230	57 439	556	295	118
医療法人	5 754	863 183	41 139	75 490	13 393
私立学校法人	111	55 550	181	65	17
社会福祉法人	198	34 316	9 341	333	32
医療生協	84	13 919	313	267	51
会社	42	10 019	1 875	10	11
その他の法人	190	39 365	719	291	98
個人	240	24 196	42 771	21 877	54 933

参 考

■ 病院病床数



■ 病院及び一般診療所の療養病床数総計





経営情報
レポート
要約版



財 務 ・ 税 務

平成29年度税制改正

— 所得税・資産税・法人税・消費税 —

1. 個人所得課税の改正
2. 資産課税の改正
3. 法人課税の改正
4. 消費課税の改正



1

医業経営情報レポート

個人所得課税の改正

個人所得課税の改正は、所得税の抜本改正を控えて小規模なものになりました。

いわゆる「103万円の壁」を意識して就業調整を行うケースへの対策として、配偶者控除を廃止し、夫婦控除を創設する案が浮上するなど、税制調査会の議論は迷走しましたが、最終的には、配偶者特別控除を拡大することで「103万円の壁」が「150万円の壁」へと改められることになりました。

また、既存住宅の流通を活性化するため、一定の改修工事を行った際の住宅ローン控除が拡大されるほか、NISAの利用をより拡大するため「積立型NISA」が創設されます。

■ いわゆる「103万円の壁」を解消するための改正

1. 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し

(1) 改正の背景

生産年齢人口が減少を続け、人手不足を感じる企業が多い中、配偶者控除が適用される103万円以内にパート収入を抑える、いわゆる「103万円の壁」が問題となっています。

■ 103万円の壁とは

$$\text{基礎控除 } 38 \text{ 万円} + \text{給与所得控除 } 65 \text{ 万円} = 103 \text{ 万円}$$

妻の収入を103万円以下とすることで、

- ①妻が所得税を支払わずに済む
- ②夫が配偶者控除を受けられることができる（控除額38万円）

ただ、配偶者特別控除の導入によって、すでに配偶者の給与収入が103万円を超えても世帯の手取り収入が逆転しない仕組みとなっており、制度上は「103万円の壁」は解消されています。

■ 現行の配偶者特別控除による控除額

配偶者の合計所得金額									
38万円超 40万円未満	40万円以上 45万円未満	45万円以上 50万円未満	50万円以上 55万円未満	55万円以上 60万円未満	60万円以上 65万円未満	65万円以上 70万円未満	70万円以上 75万円未満	75万円以上 76万円未満	76万円以上
38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	0円

それにもかかわらず収入を抑える傾向が生じる要因として、「103万円」という水準が企業の配偶者手当制度等の支給基準に採用されていることや、「103万円の壁」が心理的な壁として作用していることが指摘されています。

そこで、配偶者控除については、改正の議論が始まった秋ごろまでは廃止の方向でしたが、一転して「150万円の壁」へと拡大されることになりました。

2

資産課税の改正

資産課税については、税額を大きく増減させるような改正項目はあまり見当たらないものの、「相続税・贈与税の納税義務の見直し」や「非上場株式の評価方法の見直し」など、相続税・贈与税の「仕組みそのもの」に関する根本的な改正項目が多数あり、ここ数年では大きな改正という印象です。特に、「非上場株式の評価方法の見直し」については、類似業種比準方式が大きく改正になる上、平成 29 年 1 月 1 日以後の相続・贈与から適用されるため、その影響を早急に検証する必要があるでしょう。

また、近年、大地震をはじめとする様々な自然災害が頻発していることから、「事業承継税制」や「住宅取得資金贈与の非課税制度」などについて、被災した場合の救済措置が盛り込まれました。なお、資産家の節税対策として流行している「タワーマンション節税」に何らかのメスが入るという予測もありましたが、今年度改正では見送られています。

■ 相続税又は贈与税の納税義務の見直し

1. 相続税又は贈与税の納税義務の見直し

(1) 改正の背景

現行制度における相続税・贈与税の納税義務者は、以下の図のようになっています。

■ 現行制度における相続税・贈与税の納税義務者

被相続人 贈与者		相続人 受贈者	国内に住所あり	国外に居住						
				日本国籍あり		日本国籍なし				
				5年以内に国内に住所あり	5年以内に国内に住所なし					
国内に住所あり		居住無制限 納税義務者	国内財産、国外財産 ともに課税	非居住無制限納税義務者 国内財産、国外財産ともに課税			改正の対象			
国外に 居住	5年以内に 国内に住所あり							制限納税義務者 国内財産のみに課税		
	5年以内に 国内に住所なし									

現行制度では、相続人（受贈者）が日本国籍を持っておらず、かつ、被相続人（贈与者）が海外に居住（日本に住所なし）していれば、海外にある財産に日本の相続税、贈与税は課税されません（上図の赤枠部分）。そのため、海外で出産して子供を外国籍とし、自身も海外に住所を移すことにより、国外財産に対する日本の課税を逃れるケースが横行していました。

(2) 改正の概要

そこで今回、相続税・贈与税の納税義務者が以下のように改正されます。

- ① 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有する相続人等に係る相続税の納税義務について、国外財産が相続税の課税対象外とされる要件を、被相続人等及び相続人等が相続開始前 10 年（現行：5 年）以内のいずれの時においても国内に住所を有したことがないこととする。
- ② 国内に住所を有しない者であって日本国籍を有しない相続人等が国内に住所を有しない者であって相続開始前 10 年以内に国内に住所を有していた被相続人等（日本国籍を有しない者であって一時的滞在をしていたものを除く）から相続又は遺贈により取得した国外財産を、相続税の課税対象に加える。

3 医業経営情報レポート

法人課税の改正

法人課税については、昨年度改正に引き続き「デフレ脱却・経済再生に向けた税制措置」として、中小企業向けの設備投資減税や、賃金の引き上げを促す税制の拡充などが多く盛り込まれています。

また、大企業並みの所得があるにもかかわらず、資本金を1億円以下に抑えることで中小企業向けの租税特別措置を適用する企業が存在していることから、租税特別措置に適用制限が設けられることになりました。

■ 租税特別措置法の対象法人の厳格化

1. 租税特別措置法の対象法人の厳格化

(1) 改正の背景

実質的には大企業であるにもかかわらず、資本金を1億円以下に抑えることで中小企業向けの減税措置を適用する企業が多数存在していました。このような現状を放置することは、課税の公平性を大きく損なうことになるため、平成31年4月1日以後に開始する事業年度において、資本金の額に限らず、一定の要件を満たす企業については租税特別措置法に規定される特例措置が適用できなくなります。

(2) 改正の概要

中小企業者等のうち、過去3年間の平均所得金額が15億円を超える場合には、中小企業向け特例措置の適用対象から除外されます。

■ 対象となる中小企業向けの特例措置(一部)

法人税率の軽減措置（所得金額が800万円以下：15%）
中小企業者等の少額減価償却資産の特例（取得価額30万円以下の全額損金算入）
中小企業技術基盤強化税制の適用
所得拡大促進税制の税額控除限度額
機械等を取得した場合の特別償却・税額控除

■ 「攻めの経営」を促すコーポレートガバナンス税制

1. 法人税の申告期限の見直し

(1) 改正の背景

日本企業の多くが3月末に決算を迎え、6月に株主総会を行っていますが、決算から株主総会までの期間が他の先進国に比べて短く、「株主が議決権を行使する時間的猶予が短い」と指摘されています。

また、日本では株主総会が6月に集中していることから、多数の銘柄を保有する投資家が株主総会に出席できず、企業と株主・投資家の対話が希薄になっているという問題も指摘されています。そこで、企業と投資家の対話の充実を図るため、上場企業等が株主総会の開催日を柔軟に設定できるよう、法人税等の申告期限の延長可能月数が拡大されます。

4 医業経営情報レポート

消費課税の改正

消費課税については、消費税の増税や軽減税率制度の導入を控え、小粒な改正となりました。近年、取引が拡大している仮想通貨に対する取扱いが明確にされるほか、車体課税について、よりグリーン化を促進するような見直しが行われます。

■ 車体課税の見直し

1. エコカー減税の期限延長

(1) 改正の背景

環境性能に優れた次世代自動車の市場は、日本の自動車メーカーが先行して開発・市場投入を行っている有望な成長分野です。エコカーが一層普及し、日本の自動車産業の更なる競争力強化を実現するため、いわゆるエコカー減税が大きく見直されることになりました。

(2) 改正の概要

燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するため、エコカー減税の対象範囲が平成 32 年度燃費基準の下で見直され、適用期限が 2 年延長されます。

新車車検時の 税額	適用要件		
	現 行	改 正 後	
		H 29. 5. 1~H 30. 4. 30	H 30. 5. 1~H 31. 4. 30
非課税	平成 32 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 30%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 40%以上燃費性能の良いもの
75%軽減	平成 32 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの	
50%軽減	平成 32 年度燃費基準を満たすもの	平成 32 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	
25%軽減	平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの	平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準を満たすもの

※平成 32 年度燃費基準とは、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、平成 32 年度までに達成すべき目標基準値として定められた燃費基準をいいます。

平成 27 年度燃費基準とは、2007 年 7 月に改正されたエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、平成 27 年度までに達成すべき目標基準値として定められた燃費基準をいいます。

2. 自動車取得税に係るエコカー減税の期限延長（乗用自動車の場合）

燃費性能がより優れた自動車の普及を促進するために、エコカー減税の対象範囲が平成 32 年度燃費基準の下で見直され、適用期限が 2 年延長されました。その実施にあたっては、適用要件が段階的に引き上げられることとなっています。



ジャンル:人材・人事制度 > サブジャンル:コーチング

コーチングの捉え方

コーチングに臨む場合の考え方、
上司としての姿勢を教えてください。

コーチングは、上司と部下との関係の中で、部下のやる気を引き出す手法として浸透してきました。コーチングの考え方は、下記の3点に要約されます。

- ① 答えは部下自身を持っている
- ② 管理者（上司）は部下の味方である
- ③ 部下の自発的行動を促す

① 答えは部下自身を持っている

仕事をする上で部下が壁にぶつかったとき、管理者（上司）はその解決法がすぐ浮かぶケースが多いはずですが、その場合、上司がその解決法を部下にそのまま伝えると、確かにすぐに問題は解決するかもしれませんが、部下の成長や経験という意味では好ましくありません。部下は答えを持っているかもしれませんが、それに気付かなかったり、導く方法がわからなかったりするのです。上司は、部下自身から答えを導かせるような働きかけをすべきです。

② 上司は部下の味方である

上司は部下を評価します。例えば部下がそれをネガティブに捉えると、部下は上司と一定の距離を置いたり、なかなか本音を出さなくなったりします。

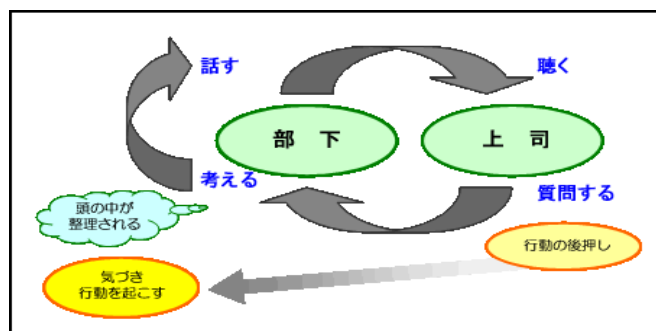
コーチングを行うときは、できるだけその感覚を排除するように意識し、部下の存在を認める態度を示す必要があります。「上司は自分の味方」と感じることで、信頼関係が醸成され、部下は本音を出しやすくなり、問題解決への有機的なコミュニケーションができるようになります。

③ 部下の自発的行動を促す

人間は他人から指示されたことよりも、自分で決めたことの方が最後まで責任を持ってやり遂げることが多いです。どのような方法で取組めば最高の結果が出るのか、という最良のプロセスを自ら探索するようになります。

すなわち、自分の中にある答えを出すということは自分で決めるということですから、自発的に最高のパフォーマンスを求めて行動するようになります。

【コーチングの仕組み】



Q
uestion

A
nswer

コーチングスキル～傾聴と承認

傾聴、承認というコーチングスキルは、
どのようなものか教えてください。

①傾聴のスキル

簡単なようで、なかなか実践できないこのスキルは、次の3点です。

- ① スタッフの話は最後まで聞く
- ② スタッフの考えを否定しない
- ③ スタッフの本心を見抜く

部下は、自分の話が途中で遮られたり否定されたりすると、せっかく抱いた共感が消えてしまい、何も話したくなくなります。

こうした状態に陥るのを防ぐため、ニュートラル（中立性）やペーシングに注意すると、傾聴の意識が強まり、効果的です。

②承認のスキル

承認のスキルとは、簡単に言えば「褒める」ことです。部下は、褒められることにより自発的な行動に移しやすくなります。

また、褒めることによって、上司が部下に関心を持っているというメッセージを発することになるのです。

コーチングでは、褒め方を「YOU（ユー）メッセージ」と「I（アイ）メッセージ」の2つに分けています。

YOU メッセージは「君は頑張っているね」「今回のレポートはよく分析できているね」といった相手を主語にした褒め方です。一方、Iメッセージは「君は頑張っていると私は思うよ」「今回のレポートはよく分析できていると感心しているよ」といった自分を主語にした褒め方です。

コーチングに効果的なのはIメッセージです。YOU メッセージは、上司の意見を一方的に押し付けられたとか、一方的に決め付けられたなど、ネガティブに受け止める部下もいるからです。

また、Iメッセージを使うことで、上司である自分自身の主張を明確にすることになり、より責任感を持って発言することになることも理由のひとつです。

ただし、いずれのメッセージでも、褒める時には下記の点に注意が必要です。

- 取ってつけたように褒めない
- 結果を目的にして褒めない
- 具体的な言葉で褒める
- 他人と比較する言葉は使わない